平成30年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成30年8月28日(火)

【開会】 14時00分 【閉会】 17時15分

【場所】 明治安田生命川崎ビル3階 委員会室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美 委 員 前田 博明 委員 中村 香

教育長職務代理者 吉崎 静夫 委 員 小原 良 委 員 髙橋 美里

【出席職員】

教育次長 小椋 信也 総務部長 野本 宏一 総務部担当部長 杉本 眞智子 教育環境整備推進室長 古内 久 職員部長 小田桐 恵 学校教育部長 市川 洋 健康給食推進室長 金子 浩美 生涯学習部長 前田 明信 庶務課長 森 有作 庶務課担当課長 瀬川 裕 企画課長 田中 一平

健康給食推進室担当課長 古俣 和明 教職員人事課長 広瀬 進 健康給食推進室担当課長 阿波 賢一郎 健康給食推進室担当係長 葛山 久志 健康給食推進室担当係長 小川 大輔 生涯学習推進課長 大島 直樹 生涯学習推進課係長 栗須 正則 庶務課経理係長 大島 崇

調査・委員会担当係長 髙橋 勉 書記 茅根 真帆

教職員人事課担当課長 大塚 裕司 指導課担当課長 小林 勝弘 健康教育課長 藤村 崇 健康教育課担当課長 辻 敏明 健康教育課係長 小竹 誠 教育環境整備推進室担当係長 野﨑 智一

【署名人】 委員 高橋 美里

委員 前田 博明

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期は14時00分から16時00分までといたします。

3 会議録の承認

【渡邊教育長】

7月の臨時会及び定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

4 非公開案件

【渡邊教育長】

次に、非公開の案件についてでございます。

本日の日程は、配布のとおりでございますが、報告事項No.1、報告事項No.2、報告事項No.3、報告事項No.4、報告事項No.6及び議案第39号は、議会への報告案件で意思決定過程にあるため、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれがあるため、報告事項No.5は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、これら案件を非公開とすることでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして、そのように決定いたします。

なお、報告事項No. 1、報告事項No. 2、報告事項No. 3、報告事項No. 4、報告事項No. 6 及び議案第39号につきましては、議会での報告後は、公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

5 署名人

【渡邊教育長】

次に、署名人でございます。本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の 規定により本職から指名いたします。高橋委員と前田委員にお願いいたします。

6 報告事項

報告事項 No. 1 中学校完全給食の実施状況等について

【渡邊教育長】

それでは、まず報告事項に入ります。

「報告事項No.1 中学校完全給食の実施状況等について」でございます。説明を健康給食推進室担当課長にお願いいたします。

【古俣健康給食推進室担当課長】

それでは、「報告事項No.1 中学校完全給食の実施状況等について」説明をいたします。

本市では、昨年9月に南部学校給食センター、12月には中部・北部学校給食センターの稼働に伴い、全市立中学校において完全給食を実施いたしました。南部学校給食センターの稼働から約1年が経過することから、モニタリング実施状況等について報告をさせていただきます。

資料の1ページをごらんください。はじめに「中学校完全給食の概要」でございますが、平成29年1月から東橘中学校、大蔵中学校、中野島中学校、はるひ野中学校において完全給食を開始するとともに、同年9月には南部学校給食センター、同年12月には中部・北部学校給食センターが稼働し、市内中学校52校全校で完全給食の提供を開始したところでございます。給食のコンセプトを「健康給食」と定め、米飯給食中心に野菜を豊富に取り入れた献立や、地場産物を取り入れた献立を提供しております。

- 「1 調理方式」でございますが、自校方式、小中合築校方式、センター方式の3つの調理方式を併せて、全ての市立中学校に完全給食を提供しております。各方式における対象の学校名については、資料を御参照ください。
- 「2 給食回数」でございますが、年間で1、2年生は160回、3年生は150回となって おります。
- 「3 給食費」でございますが、1、2年生は年額5万1,700円、3年生は年額4万8,400円となっております。
- 「4 中学校給食のコンセプト」でございますが、中学校給食の目指す姿として、みんなで創る「健康給食」と定め、(1)とにかく「美味しい」学校給食、(2)自然と「健康」になる学校給食、(3)みんなが「大好きな」学校給食、その3点をコンセプトとして、特徴を持たせた給食を提供しているところでございます。

次に、2ページをごらんください。「モニタリング(学校給食センターにおける維持管理・運営)

について」でございます。

「1 目的」でございますが、市は事業の実施状況について、事業者が定められた業務を確実に行い、要求水準どおり業務が遂行されているか、モニタリングを実施して、業務の実施状況を市が確認するものでございます。維持管理・運営のモニタリングの対象となる業務は、建物や設備の点検業務や清掃業務等の「維持管理業務」と給食調理業務や配送業務等の「運営業務」となります。

次に、「2 モニタリング実施方法」についてでございますが、要求水準の達成の確認は、事業者がセルフモニタリングとして業務管理を行い、その結果を市に報告することとなっております。そして、市がその報告をもとに、事業者が定められた業務を確実に行い、要求水準書に規定された要求水準を満たしているかの確認等を行うことがモニタリングの実施体制となります。なお、本市におけるモニタリングの実施体制としては、まちづくり局や教育環境整備推進室とも連携をとりながら、モニタリングを実施していくこととしております。

「(1) 実施内容」についてですが、市と事業者は、次ページの表に記載している日常、定期、 随時の3種類のモニタリングを実施することになっております。

3ページをごらんください。日常モニタリングの内容ですが、事業者においては、セルフモニタリングを実施すること、業務日誌を作成すること、その他、本事業の維持管理・運営に大きな影響を及ぼす事象が生じた場合に、市に報告することになっております。それに対して、市の日常モニタリングとして、業務日誌等の確認と業務遂行状況の確認・評価を行っております。

次に、定期モニタリングの内容ですが、事業者においては、セルフモニタリングを実施し、日報及び報告事項を取りまとめ、業務報告書として、月間、四半期及び年間ごとに市に提出することになっておりますが、それに対して、市の定期モニタリングとして、事業者が作成した各種報告書の内容の確認を行い、必要に応じて給食センターを巡回し、各業務の遂行状況について確認及び評価を行っています。また、市及び事業者が出席する会議を定期的に開催し、日常・定期モニタリングの結果報告を行い、必要な意見・情報交換等を行っております。

次に、随時モニタリングの内容についてですが、市は必要に応じて給食センターを巡回し、各業務の遂行状況について、確認及び評価を行っています。そして、業務改善勧告を行った業務については、業務水準の回復の確認を行っています。また、市民からの苦情等について、市は随時事業者に説明を求め、必要に応じて事業者の業務遂行状況、要求水準についてモニタリングを実施しています。それに対して事業者は、市の行うモニタリングに対する協力を行うこととなっております。

以上の3種類のモニタリングを実施することで、事業者が行っている業務が要求水準を達成しているかを確認しています。

- 次に、「3 要求水準未達の場合の措置」についてですが、モニタリングの結果、要求水準が達成されていないと判断した場合、その際には事業者に業務改善及び復旧に関する勧告を行います。
- 「(1) 要求水準未達の基準」についてでございますが、維持管理・運営業務における要求水準 未達を、「業務不履行」と「提供不全」に区分し、さらに給食提供への支障の有無など、当該事例 に応じた基準を設けています。
- 「(2) 改善勧告」についてでございますが、市はモニタリングの結果、要求水準未達と判断した場合には、事業者に対して改善勧告を行います。

4ページをごらんください。「(3) 改善計画書の策定・提出」についてでございますが、改善 勧告を受けた場合、事業者は直ちに改善計画書を策定し、市に提出をします。市は当該計画によ り、要求水準の改善・復旧が可能であるか否かについて確認を行います。

「(4) 改善・復旧行為の実施及び改善状況の確認」についてでございますが、事業者は、市の確認を受けた後、改善計画書に基づき、直ちに改善・復旧を行い、市に報告をし、市は事業者からの報告を受け、随時モニタリングを実施し、要求水準未達状態の改善・復旧状況を確認いたします。

次に、「4 改善勧告を行った事例」についてでございますが、平成29年9月から平成30年 6月までの間に、3カ所の学校給食センターにおいて改善勧告を行った事例を紹介いたします。

資料に記載しております表をごらんください。要求水準未達の状態を「業務不履行」と「提供 不全」に区分し、さらに給食提供に与える影響の度合いによって、レベル1からレベル5に区分 けしています。

改善勧告を行った事例としては11件ございます。内容といたしましては、食材の包装材の切れ端の混入や樹脂製の調理器具の一部が剥がれたものが混入する事例等がございまして、全て業務不履行のレベル1に該当するものでございます。

続いて、5ページをごらんください。「5 給食センターにおける提供食数」についてでございますが、各学校給食センターごとに提供食数を表にまとめたものになります。提供食数の欄の各給食センターのそれぞれ一番下の行に記載しておりますが、1日当たりの提供食数については、南部学校給食センターが1万1, 053食、中部学校給食センターが7, 188食、北部学校給食センターが4, 821食となります。

次に、「6 まとめ」でございますが、給食センターの運営については、開業当初を中心に、改善勧告を行う事例等がありましたが、市と事業者との間で連絡や情報交換を行いながら、モニタリングを実施し、事業者の業務が改善されていることを確認しており、現在では安定的に給食センターが稼働している状況にあります。

また、これまで平成29年2月と平成30年2月と2回実施しております中学校給食に関する アンケートにおいても、生徒、保護者から概ね高い評価が得られており、今後も適切にモニタリ ング等を実施することを通して、安全・安心で、温かくておいしい給食を提供することを目指し て、取組を進めてまいりたいと考えています。

説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問などございましたらお願いいたします。 中村委員。

【中村委員】

11件については、入ってはいけないものが混入してしまったということなんですけれども、 これはどの段階でわかったんでしょうか。

【渡邊教育長】

はい、お願いします。

【古俣健康給食推進室担当課長】

大体の場合は、学校に届いて、教室で判明するというのがほとんどでございまして、その時点でそれを除去して、喫食を継続していただいた事例がほとんどでございまして、給食自体への大きな影響はないところでございます。

【中村委員】

それで、問題になることは特になかった。

【古俣健康給食推進室担当課長】

もちろん何かが混入してしまったということは、本来あってはいけないことでございますので、 給食提供には影響がなかったとはいえ、そういうことがないように、事業者のほうにその原因と か、手順を見直すとか、いろいろ改善の確認をするということで、それはモニタリングになりま すけれども、そういう、今後、そういうことが発生しない、なるべく少なくするようにというこ とで、確認をしてまいりたいと考えています。

【渡邊教育長】

幸い生徒の口には入っていないということ。

【古俣健康給食推進室担当課長】

入ってしまったものもあるんですけれども、すぐ取り除いて、特におけがもなく、問題ないという事例もあります。

【中村委員】

それは、保護者の方とかにちゃんと御説明はされたんですか。

【古俣健康給食推進室担当課長】

全てではないんですが、説明も場合によってしているときもございます。もちろん個人の保護者の方には御連絡を学校からしているということです。

【渡邊教育長】

他の委員さん、いかがでしょうか。 では、前田委員。

【前田委員】

3ページの定期モニタリングが、月間、四半期及び年間ごとと、かなり頻繁に定期的にモニタリングがされているようなんですが、お聞きしたいのは、随時モニタリングのほうが、4ページの御説明ですと、(4)に随時モニタリングを実施しという、要するに業務改善勧告を行ったとき

には、随時モニタリングということは理解できたんですが、その上の必要に応じてと、定期モニタリングもかなり頻繁に行われていて、必要に応じてというのは具体的にはどういう場合巡回されて、モニタリングを行われるのかなと思ったものですから、もしおわかりになれば教えていただければ。

【古俣健康給食推進室担当課長】

随時モニタリングとかでございますと、例えば、近隣のほうからお問い合わせがあったりとか、 例えばちょっと騒音がするというような御意見をいただいたときに、事業者にそのことを伝えま して、騒音が出ないように改善をしていただくんですけれども、ちゃんと改善されているかとい うのを、実際に職員が確認したりということもございます。そういう随時もございますし、何と なくセンター内を職員が巡回をして、特に問題がないかというのを確認することもございます。

【前田委員】

ありがとうございました。

【渡邊教育長】

よろしいですか。 小原委員。

【小原委員】

モニタリングまたはセルフモニタリング、どちらでもいいんですけども、衛生管理に関するモニタリングというのは、業者のほうでセルフモニタリングでやっているんですかね。

【古俣健康給食推進室担当課長】

PFIの事業でございますが、モニタリングの大きな流れといたしましては、事業者のほうでセルフモニタリングということで、事業者のほうで確認したということがまずございまして、その報告は全部上がってまいります。それを会議とか、実際に随時モニタリングで見るところを含めて、特に給食センターですと、専門職である栄養士等も配置してございますので、栄養管理の面も随時あるいは定期的に確認しているところでございます。

【小原委員】

食中毒とか、そういうことに関する衛生面のモニタリングというのは。

【古俣健康給食推進室担当課長】

もちろん食中毒とかが起こってしまっては、これは大事故になってしまいますので、もう衛生 管理というのは給食センターの中でも、事業者も、職員も一番気をつけているところでございま す。

【小原委員】

多分、当日の体調とか、体温を測ったりとかというのは、報告として上げられてきているということですね。

【古俣健康給食推進室担当課長】

日報ということで、当日の職員の体調等も事業者から報告が上がってまいりまして、具合が悪いなら基本的に勤務されないんです。

【小原委員】

と思いますけどね。

【古俣健康給食推進室担当課長】

そういうのも確実に見ると伺っています。

【小原委員】

わかりました。

これから、場合によっては食中毒の可能性がある時期になるかもしれないんですけども、その辺がどういうふうに管理されているのかというのは、ちょっと気にはなるんですけど、要するに、給食センターで働いている人が食中毒の原因を持っていては困るので、ただ、そうは言っても、潜伏期間とかあってわからないという可能性もないとは言えないので、その辺がちょっと心配なところかなというところなので、その辺も、これは単なる意見ですけども、気を使っていただければと思います。よろしくお願いします。

【古俣健康給食推進室担当課長】

他でございますと、いろいろノロウイルスの検査とかも基準に従ってやっておりまして、そこでちょっと何かあったりすれば、すぐに勤務をしばらく様子を見るとか、丁寧に対応しているところでございます。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

吉崎委員。

【吉崎教育長職務代理者】

当初心配だったアレルギーを持っている子どもに対して、どういうふうに対応するかということだったと思うんですが、この点はどうなったんですか、やってみて。

【古俣健康給食推進室担当課長】

個別の事情がございますので、必要な方については、保護者の方と中学校と給食センターの栄

養士等が同席をいたしまして、面談等をした上で、個々の個人に対してどのような対応をするかということを確認した上で、給食を実施してございます。給食センターでは、アレルギーの除去食も対応してございまして、卵、小麦、乳の3種類について除去した給食を必要な方には提供してございますので、そこはきちんと保護者の方と学校と給食センターで確認した上で、実施をしてございまして、特にこれまで事故は発生してございません。

【吉崎教育長職務代理者】

そうですか、それは安心しました。結構です。

【渡邊教育長】

よろしいですか。 高橋委員。

【高橋委員】

先ほど4ページの4番の業務不履行レベル1というところで、食材の梱包材や調理器具の一部が混入というふうにおっしゃられたと思うんですが、例えば調理器具が、破片とかが入るようなものであれば、それがその後その調理器具の素材であるとか、そういうものを見直して、これは欠けやすいので別のものにしようとか、そういう対応はされたんでしょうか。

【古俣健康給食推進室担当課長】

本来剥がれやすいものとか、取れてしまいやすいものというのは、それこそ混入の原因になりかねないものでございますので、そもそも給食センターではそういうものを使っておりませんのですが、それでも今回、例えば籠みたいなものがちょっと削れて、そこの削れたものが入ってしまったとか、当初想定できづらかったものもございます。それについては、場合によっては器具を見直すとか、また使う手順を見直すとか、確認の機会を二重、三重に増やすとか、そういう対応をすぐに事業者のほうにとっていただいて対応しているところでございます。

【高橋委員】

ありがとうございます。これからもよろしくお願いします。

【古俣健康給食推進室担当課長】

ありがとうございます。

【渡邊教育長】

一通り御意見、御質問いただきましたけど、それでは、ただいまの報告事項No.1 につきまして承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.1は承認といたします。

報告事項 No. 2 公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.2 公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について」でございます。 説明を健康給食推進室担当課長にお願いいたします。

【阿波健康給食推進室担当課長】

それでは、「報告事項No.2 公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について」、御報告いたします。

報告事項No.2と書かれた資料の1ページをごらんください。はじめに、「I 法人の概要」の「1 設立年月日」でございますが、設立年月日は、平成24年4月1日でございます。なお、旧財団法川崎市学校給食会の設立年月日は、昭和33年5月1日でございます。

次に、「5 目的」でございますが、川崎市立学校の学校給食に関する事業を行うことにより、 成長期における児童生徒の健全な食生活にかかわる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与するこ とを目的としております。

次に、「Ⅱ 平成29年度の決算に関する書類」について御報告いたします。

これから、御報告いたします各財務諸表につきましては、公認会計士等の指導のもと、平成20年12月から施行された国の新公益法人制度下における公益法人会計基準に沿った財務諸表を整えております。

それでは、事業実績について御説明いたします。「1 事業の実績報告」でございますが、平成29年度に実施いたしました各事業とその実施状況を記載させていただいております。

次に、2ページをごらんください。「2 貸借対照表」でございます。左から、科目、当年度、前年度、増減となっており、当年度が平成29年度の決算額、前年度が平成28年度の決算額でございます。

一番左の科目と当年度 (A) の欄をごらんください。はじめに、「1 資産の部」といたしまして、「1 流動資産」と「2 固定資産」を合わせた資産合計は、下から7行目の4億7,641 π 8,923円となります。

次に、「II 負債の部」といたしまして、「1 流動負債」と「2 固定負債」を合わせた負債合計は、3ページにお進みいただきまして、本表の下から9行目の3億6, 194万1, 938円となります。

したがいまして、「Ⅲ 正味財産の部」といたしまして、資産合計から負債合計を差し引いた正 味財産合計は、本表下から2行目にございます1億1,447万6,985円となります。

次に、「3 正味財産増減計算書」でございます。本表の当年度(A)の欄をごらんください。 当該計算書は、貸借対照表にございます正味財産の増減をあらわす計算書でございます。「1 一 般正味財産増減の部」の「1 経常増減の部」といたしまして、(1)経常収益の計でございますが、下から4行目の39億1,380万9,223円でございます。経常収益の内訳といたしまして、保護者から納められる学校給食費の事業収益のほか、本市からの補助金や委託金、雑収益等でございます。

次に、(2)経常費用の計でございますが、4ページの下から2行目をごらんください。39億 1, 333万9, 522円でございます。経常費用の内訳といたしまして、給食物資代金のほか、給料手当や衛生検査費等でございます。

次に、5ページをごらんください。当期一般正味財産増減額につきましては、下から8行目の46万9,701円の増となります。これに、次の段の一般正味財産期首残高である1億1,300万7,284円を加算した一般正味財産期末残高は1億1,347万6,985円となります。この一般正味財産期末残高に、「II 指定正味財産期末残高」の100万円を加えた正味財産期末残高は、本表の一番下の行にございます1億1,447万6,985円となります。

次に、5ページから7ページまでに「4 正味財産増減計算書内訳表」を掲載してございます。 当該内訳表は、給食物資に関する事業費の「公益目的事業会計」と、管理的経費である「法人会 計」等を掲載したものでございますので、御参照いただければと存じます。

次に、7ページから11ページにかけて、「5 財務諸表に対する注記」、「6 附属明細書」、「7 財産目録」を掲載しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

次に、12ページをごらんください。「Ⅲ 平成30年度の事業計画に関する書類」について御報告いたします。

「1 事業計画の概要」でございますが、給食物資を共同購入することにより、品質のよい給食物資を安い価格で購入し、学校給食の充実発展と円滑な運営を図るため、「(1)給食物資の調達に関する事業」以下、具体的な事業内容を記載してございます。

次に、「2 予算書」でございます。左から科目、予算額、前年度予算額、増減、備考となっておりますが、1 番左の科目と予算額 (A) の列をごらんください。

「I 一般正味財産増減の部」の「1 経常増減の部」でございますが、(1)経常収益につきましては、「r 基本財産運用益」から「r 雑収益」までで構成されており、経常収益計として下から4行目の52億4,594万円の予算額を見込んでおります。

次に、「(2)経常費用」でございますが、「ア 事業費」と「イ 管理費」を合わせた経常費用の合計額は、13ページ下から9行目の経常費用計として52億4, 594万円を見込んでおります。

次に、14ページから16ページにかけて、 $\lceil 3$ 予算書内訳表」を掲載してございますので、御参照いただければと存じます。

以上で、公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況についての報告を終わらせていただきます。

【渡邊教育長】

以上のとおりの説明をいただきました。何か御質問等ございましたらお願いいたします。 小原委員、どうぞ。

【小原委員】

すみません、19年度から28年度までの給食の未収の分の金額というのはわかったんですけれども、29年度はいくらくらいあったんですか。

【阿波健康給食推進室担当課長】

29年度、単年度だけということですか。

【小原委員】

はい。

【阿波健康給食推進室担当課長】

29年度が523万8,729円となっています。

【小原委員】

ちょっとお聞きしたいんですけども、19年度から28年度で、多分これ、10ページに書いてある823万9、149円というのでよろしいんですか。

【阿波健康給食推進室担当課長】

そうです。

【小原委員】

29年度が単年度で523万あるということですか。

【阿波健康給食推進室担当課長】

締める時点の問題があるんですけども、資料の2ページに未収金というものがございまして、 当年度で3月31日現在ですと3,760万とございますが、6月30日末時点で最終的な報告 をする時点ですと、523万8,000円という金額になってございます。

その下にですね、過年度未収金というのが2ページの(3)のウのところに当年度でございますが、823 万9、149 円、これが平成19 年度から28 年度までの未収金ということになります。

【小原委員】

29年度だけ取り出すと、500万まではいっていないってことですか。

【阿波健康給食推進室担当課長】

6月30日時点で520万ぐらいあるんですけども、それ以降、また回収等の処理が続いておりますので、金額については毎年少しずつ回収していっているという状況です。

【小原委員】

増えているわけではないということですね。

【阿波健康給食推進室担当課長】

金額としては、収納率という形で考えますと、99.96%という数字が全体的な収納率になりますので、回収としてはほぼ一定程度回収を進めている状況でございます。

【小原委員】

99.96%というふうに、パーセンテージで言うとそんなにでもないので、かなりの回収率なんですけど、金額で言うと結構な金額になるので、その辺の回収がどうなっていくかというところですよね。毎年毎年積み上げられてしまう可能性があるので、中学校の給食が始まったからといって、別に増えたというわけではないし、今後、どういうふうに回収できるかというところは、どうお考えなんでしょう。

【阿波健康給食推進室担当課長】

まず、給食費については、債権では回収できないケースもございますので、特に海外に転出したりとか、居所不明といったケースがございまして、そういった場合につきましては、債権放棄規定というものを川崎市の学校給食会の中で規定を設けまして、これは給食会の公認会計士さんの指導に基づくものなんですけども、それに基づきまして、債権放棄もあわせて進めさせていただいておりますので、債権で回収できないものが積み上がっていくという考え方ではないということでございます。

【小原委員】

わかりました。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

他にいかがでしょうか。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

吉崎委員、どうぞ。

【吉崎教育長職務代理者】

見方がちょっとよくわかりにくいんですが、管理職って常勤は2名ですよね。

【阿波健康給食推進室担当課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

2名ですね。この管理職が給与手当のほうと、管理職のほうの役員報酬のほうと分かれている んですが、管理費のほうの役員報酬と給料手当、この2つは管理職のためのものですか。

4ページです。管理費がありますね、イのところ。役員報酬と給料手当というのがありますね。 これは2人の管理職のためのものですか。給料手当、上にもありますよね。非常勤とその上に。

【阿波健康給食推進室担当課長】

役員報酬というものが、いわゆる理事と呼ばれる役員の報酬になります。

【吉崎教育長職務代理者】

2名のほうの。

【阿波健康給食推進室担当課長】

はい、2名の方です。

【吉崎教育長職務代理者】

その方って役員報酬だけしかもらわないんですか、給料はもらっていない。

【阿波健康給食推進室担当課長】

給料はもらっていないです。

【吉崎教育長職務代理者】

もらっていないんだ、役員報酬だけ。

【阿波健康給食推進室担当課長】

役員報酬の中に含めて計上しております。

【吉崎教育長職務代理者】

ということは、2人で大体220万円くらい、これ2人ですよね。

【阿波健康給食推進室担当課長】

それプラスですね、ちょっと、この形式の中にあらわれてこない数字も出てくるので、諸手当とか、福利厚生費とかいろいろと手当がございますので、その中にも含めて出てくるケースはあるんですけども、報酬としては454万2、000円のところに含めて計上しております。

【吉崎教育長職務代理者】

これ2人でしょう。

【阿波健康給食推進室担当課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

そうすると、1人って大体いくらくらいもらっているんですか。2人分ですよね、役員2人いらっしゃるから。

【阿波健康給食推進室担当課長】

すみません、計上の仕方は確認が必要ですが、役員としては大体300万とか、400万といった金額をもらっております。管理費のところの役員報酬と、あと上のほうに出てくる手当のところにもございますので、この数字の中に紛れてしまったところはあるんですけども、役員としては、理事長の方が400万円程度で、理事につきましては300万円程度という計上となっています。

【吉崎教育長職務代理者】

400万円くらいですか。じゃあ、まあ高くもないし、安くもないという感じですか。

【阿波健康給食推進室担当課長】

この管理費の中のどこに計上されているかということは確認がとれないんですけども、そういった報酬の手当の状況となっています。

【吉崎教育長職務代理者】

400万円なら高くはないですよね。めちゃくちゃ安いということはないけど。

【阿波健康給食推進室担当課長】

川崎市の規定の中で500万円以下という規定がございます。

【吉崎教育長職務代理者】

500万円を超えないことになっている。

【阿波健康給食推進室担当課長】

その中に収めるということで指導がございますので、現在では400万円になります。

【吉崎教育長職務代理者】

まあまあ妥当ですよね。安心しました。安過ぎてもまずいし、高過ぎてもまずいなと思っていたので。そうですか、わかりました。

【渡邊教育長】

他の方はいかがでしょうか。 高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

ざっくりとしたイメージで教えていただきたいんですけど、3ページの正味財産増減計算書で、 私の理解だと、ウの事業収益の給食費予納徴収金がいわゆる家庭から集める給食費で、それが原 材料費になっている。

【阿波健康給食推進室担当課長】

そうです。

【高橋委員】

その下の受取費補助金という科目とかが幾つかあると思うんですけど、そういうものが、いわゆる職員さんのお給料ですとか、施設の維持管理というようなものに使われているという、大きな理解で合っておりますでしょうか。

【阿波健康給食推進室担当課長】

そうですね、学校給食法という規定がございまして、食料費については保護者から徴収しております。その他人件費につきましては、市が負担することになっておりますので、こちらに書いてある給食費予納徴収金というのが、保護者から徴収している費用になります。その他の補助金等につきましては、学校給食会の人件費であるとか、そういった関係経費ということになります。

その次のページになりますが、4ページに、支出のほうがありまして、保護者から徴収した給食費で給食の物資を買うお金があります。基本物資代金支出と副食物資代金支出の合計が大体の給食物資代金となります。

【渡邊教育長】

よろしいですか。何かそれについてまた。

【高橋委員】

大丈夫です。それでバランスがとれているんだという確認で、ありがとうございます。

【渡邊教育長】

他の委員さん、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの報告事項No.2でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.2は承認といたします。

報告事項 No. 3 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.3 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について」でございます。 説明を生涯学習推進課長にお願いいたします。

【大島生涯学習推進課長】

それでは、「報告事項No.3 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況」につきまして、御報告申し上げます。

はじめに、生涯学習財団の概要について、お手元の冊子、「2018年度 要覧」により御説明をさせていただきます。その後に、財団の経営状況の説明をさせていただきます。

それでは、要覧の1ページをごらんください。冒頭に記載のとおり、川崎市生涯学習財団は、 平成2年に設立された「財団法人 川崎市生涯学習振興事業団」が前身となり、その後、「財団法 人川崎市博物館振興財団」を統合し、平成17年に新財団として「財団法人川崎市生涯学習財団」 を設立し、さらに、平成24年4月1日に「公益財団法人」へ移行したところでございます。

2ページにまいりまして、下の囲みをごらんください。生涯学習財団の「目的」でございますが、定款の第3条にございますとおり、「川崎市における豊かな生涯学習社会の実現を図るため、教育、学術及び文化等に関する各種の事業を行うとともに、市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、活力に満ちた市民自治社会の構築に寄与すること」とされております。

次に、事業の概要を御説明いたしますので、7ページをお開きください。「I 事業の目的」、 「Ⅱ 事業の基本的な考え方」に続いて、Ⅲからが具体的な事業の記載となっております。

公益財団法人への移行に伴い、財団が実施する事業は、「公益目的事業」と「収益事業」の二つに区分されておりますので、はじめに、「Ⅲ 公益目的事業」から御説明いたします。

- 「1 生涯学習に関する学習機会及び情報の提供並びに活動支援事業」につきましては、市からの補助金により実施する事業でございます。
- 「(1) 生涯学習に関する学習機会提供事業」といたしまして、「①かわさき市民アカデミー協働事業」、「②青少年学校外活動事業」として、「ア)川崎市青少年地域間交流事業」、「イ)キッズセミナー」、8ページにまいりまして、「ウ)子ども陶芸教室」、また、「③生涯学習プラザ施設提供事業」を行っております。
- 次に、「(2)生涯学習に関する活動支援事業」でございますが、「①シニア活動支援事業」として、「ア)生涯学習ボランティア養成・派遣」、「イ)市民アカデミー地域協働講座」の実施等を行っております。
- 次に、「(3)生涯学習に関する情報収集、情報提供及び調査研究事業」につきましては、「①生涯学習情報の収集並びに学習相談」、「②生涯学習情報誌による情報提供の継続」として「ステージアップ」という情報誌を発行しております。
- 9ページにまいりまして、「③ I C T活用による情報提供」としては、ホームページでの生涯学習情報の提供、講座・イベント情報検索システムの活用による利便性の向上、メールマガジンの登録・配信等を行っております。

公益目的事業の「2 生涯学習関連施設管理運営事業」でございますが、大山街道ふるさと館

と子ども夢パークの指定管理を、それぞれNPO法人と共同で受託しております。

公益目的事業の「3 生涯学習活動及び情報に関する運営管理受託事業」でございます。「(1) 青少年育成事業」として「寺子屋先生養成講座」、10ページにまいりまして、「(2)生涯学習情報提供事業」を市から受託実施しております。

以上が、「公益目的事業」となります。

次に、「収益事業」について御説明いたします。「IV 収益事業」につきましては、財団が独自に自主財源を確保し、実施する事業でございます。

「1 生涯学習に関する多彩な体験講座事業」として、「(1)スポーツ教室」、「(2)文化教室」、「(3)陶芸教室」を実施するとともに、「2 生涯学習関連施設 職員研修事業」として、「川崎市放課後子ども総合プラン職員資質向上研修事業」をこども未来局から受託実施しております。事業の概要につきましては、以上でございます。

それでは、報告事項のNo.3の資料にお戻りをいただきまして、川崎市生涯学習財団の経営状況について御説明申し上げます。

- 「I 法人の概要」についてでございますが、1 の設立年月日から7 の所管部局までは資料記載のとおりでございまして、中段から「II 平成2 9年度の決算に関する書類」についてでございます。
- 「1 事業の実績報告」といたしまして、平成29年度に実施いたしました各事業と参加者数等の実績を記載してございます。

次に、3ページにお進みいただきまして、「2 貸借対照表」をごらんください。左から科目、 当年度、前年度、増減となっており、当年度が平成29年度の決算額、前年度が平成28年度の 決算額でございます。

次に、「II 負債の部」でございますが、29年度の「負債合計」は1,516万7,600円でございます。

次に、「Ⅲ 正味財産の部」でございますが、4ページにお進みいただきまして、平成29年度の「正味財産合計」は、上から2行目にございますとおり、3億2, 459万3, 047円でございます。したがいまして、「負債及び正味財産合計」は、「資産合計」と同額の363, 976万647円でございます。

4ページ中段からは、「3 貸借対照表 内訳表」となっております。こちらは、ただいまの「貸借対照表」の29年度決算額を、「公益目的事業会計」、「収益事業等会計」、管理運営に係る「法人会計」とに区分して内訳を記載しているものでございまして、5ページの表の最後の「負債及び正味財産合計」の総計は3億3,976万647円となり、「2 貸借対照表」の「負債及び正味財産合計」と同額となります。

次に、「4 正味財産増減計算書」でございます。「I 一般正味財産増減の部」ですが、まず「1 経常増減の部」につきましては、下から3行目、「経常収益計」、2億8,898万7,775円に対しまして、7ページにまいりまして、上から8行目の「経常費用計」が2億9,730万9,143円となっており、次の行の「当期経常増減額」は832万1,368円のマイナ

スとなっております。

次に、「2 経常外増減の部」につきましては、「経常外収益計」と「当期経常外増減額」は、ともに741万5, 280円となっております。したがいまして、「当期一般正味財産 増減額」につきましては、マイナス90万6, 088円となります。これがいわゆる昨年度の赤字額でございます。「一般正味財産 期首残高」は1億2, 549万9, 135円となっておりましたので、「一般正味財産 期末残高」は1億2, 459万3, 047円でございます。

「Ⅲ 指定正味財産増減の部」ですが、表の下から2行目、「指定正味財産 期末残高」は2億円ですので、「Ⅲ 正味財産期末残高」につきましては3億2,459万3,047円となっております。

次に、「5 正味財産増減計算書内訳表」でございます。こちらにつきましても、「貸借対照表」の内訳表と同様に、「公益目的事業会計」、「収益事業等会計」、「法人会計」とに区分して、内訳を記載しているものでございます。

10ページから13ページにつきましては、「7 財務諸表に対する注記」について、13ページ中段からは、「8 財産目録」について記載しておりますので、後ほど御参照ください。

次に、15ページをお開きください。「 \mathbb{II} 平成30年度の事業計画に関する書類」について御説明申し上げます。「1 事業計画の概要」といたしまして、事業を推進する上での5つの基本的な考え方と、1行空けまして、「(1) 生涯学習に関する学習機会提供事業」以下、具体的な事業内容を記載してございます。

次に、平成30年度の「2 予算書」でございます。左から科目、予算額、前年度予算額、増減、備考となっておりますが、1番左の科目と予算額の列をごらんください。

はじめに、「I 一般正味財産増減の部」の「1 経常増減の部」でございますが、「(1) 経常収益」につきましては、「r 基本財産運用益」から16ページにお進みいただいて、「r 雑収益」までで構成されており、「経常収益計」として、r 2億9, r 013万2, r 000円の予算額を見込んでおります。

次に、「(2)経常費用」でございますが、「ア 事業費」と「イ 管理費」を合わせた経常費用の合計額は、17ページ下から10行目の「経常費用計」として3億5667円を見込んでおります。したがいまして、当期経常増減額は、マイナス1, 55278, 0009円の見込みとなっております。

下から7行目、「一般正味財産 期首残高」が1億2,917万5,000円でございますので、「一般正味財産 期末残高」は1億1,364万7,000円を見込んでおります。「II 指定正味財産増減の部」の「指定正味財産 期末残高」は2億円でございますので、「III 正味財産 期末残高」は3億1,364万7,000円となります。

最後に、18ページの「3 予算書内訳表」でございますが、こちらは、ただいま御報告申し上げました予算書を内訳表として再掲したもので、「公益目的事業会計」、「収益事業等会計」、「法人会計」とに区分して記載してございます。

20ページにまいりまして、「III 正味財産期末残高」の合計は3億1,364万7,000円となり、17ページの「2 予算書」の「III 正味財産期末残高」と同額になります。

なお、経常費用の50%以上が「公益目的事業会計」に充てられていることが、公益財団法人 としての条件となっておりますが、予算上は54%となる見込みであり、この条件を充足してい ることを申し添えます。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。御質問等ございましたら、お願いいたします。 小原委員、どうぞ。

【小原委員】

7ページの上のほうの表の経常外増減の部で、当期一般正味財産増減額というところで、前年 度と大きく違っているんですけど、これは何が違ったんですか。

【大島生涯学習推進課長】

前年度と大きく違うのは、市民ミュージアムの学芸業務が28年度いっぱいで、29年度から その受託がなくなったということで、職員の退職金であるとか、一応28年度要した部分がある んですが、そういったものを学芸業務の受託がなかったことに伴うことの大きな差額というふう に、御理解いただければよろしいかと思います。

【小原委員】

それと、あと、数字が細かくてわかりづらいんですけど、結局、予算のほうなんですけども、 予算は来年度は予算の時点でマイナスが出るということですか。

【大島生涯学習推進課長】

一応、予算上の予算組みの段階で、マイナスの予算を組んでありますが、財団の使命といたしまして、公益目的の事業というのは、やはりやっていかなければいけないということがございますので、ただ、これまでの累積益等々がございますので、まずはそういったものを活用しながら、必要な事業はやっていきたいというふうに考えております。ただ、それも累積益も無限にあるわけでは当然ございませんので、当然、財団としては公益財団ということもありますので、なるべく収支の相償、プラス・マイナスがゼロに向かっていくような経営を目指して、今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【小原委員】

ということは、収支がなるべくゼロになるような、あと公益比率を考えてというところで、毎年毎年マイナスを出していくような感じになるんですか。

【大島生涯学習推進課長】

毎年マイナスをできる限りゼロに近づけて、公益事業につきましても、何か収益を上げてはいけないというものではございませんので、ただ、公益事業はそんなに大きな収益というよりも、公益事業で出たマイナスを収益事業のほうのもので、一応補填していくような、そういった形で、全体としてはプラス・マイナス・ゼロを目指していけたらというふうに考えております。

【渡邊教育長】

吉崎委員。

【吉崎教育長職務代理者】

当財団では収益事業と公益事業とですね、公益事業が大事になりますよね。50を超えないと だめという、公益財団法人に認定されませんので。どういうふうに線引きしているんですか、収 益事業と公益事業は。

【大島生涯学習推進課長】

公益事業の比率が。

【吉崎教育長職務代理者】

具体的にいうと、どういう仕事、収益事業がどれで、幾つか例だけで結構ですから。

【大島生涯学習推進課長】

それが先ほどの。

【吉崎教育長職務代理者】

先ほどのパンフレット。

【大島生涯学習推進課長】

要覧のほうですが、公益事業につきましては、事業系につきましては、市民アカデミーの協働 事業であるとか、あとは青少年学校外活動事業等ですね、あとは、シニア活動の支援事業である とか、生涯学習の情報提供等々の事業でございます。

収益事業につきましては、10ページにございます、スポーツ教室であるとか、文化教室、陶 芸教室等々の事業を展開してございます。

【渡邊教育長】

全体が11ページあたりをごらんいただけるとわかりやすいかもしれません

【吉崎教育長職務代理者】

公益事業のほうは収入は得ていないんですか。支援事業になっちゃう。

【大島生涯学習推進課長】

いや、例えば、市民アカデミー協働事業等々では、当然、収益、受講料等もいただいています。

【吉崎教育長職務代理者】

受講料取っていますね。

【大島生涯学習推進課長】

他のものも受講料等々もいただいている部分がございますが、完全に公益事業だから赤字とい うわけではございません。

【吉崎教育長職務代理者】

公かどうかの線引きってうまくできるものなんですか、こういう。スポーツなんかの文化事業とかは収益事業ですよね。でも個人向けのものと公向けというのは、どういうふうに線引きしているんですか。ずっといろいろ例が載っていますけども、右2つと左のやつとの線引きって何ですか。

【大島生涯学習推進課長】

公益、収益を一応分ける際には、県の公益財団法人の所管部署とも一応御相談をいただきなが ら、こういった線引きがされているというふうに伺っています。

【吉崎教育長職務代理者】

そうすると、この財団の最終的なあれはどこが監査といいますか、どこがするんですか。この 財団については。

【大島生涯学習推進課長】

一応、市の公益財団法人ではございますが。

【吉崎教育長職務代理者】

通常のときは総務省がやるんですが、今回違うでしょう、ここは。つまりどこが、普通査察入るわけでしょう、審査が。でないと、それが取り消されるわけで、通常は総務省がやるんですよ。 総務省というか、総理府が。ここの場合は違うでしょう、市の公益財団。ここはどこが最後は認定するんですか、全部。2年に一回やるでしょう、通常。

【前田生涯学習部長】

生涯学習財団は、同一県内での事業展開ですので、内閣府とかではなく、県の事業認定になりますので、そういった公益比率で公益性の適格性については、県のほうと。

【吉崎教育長職務代理者】

県のどこがやるんですか。

【前田生涯学習部長】

県のちょっと部署名までは私わからないんですけども。

【吉崎教育長職務代理者】

公益財団法人って、いろんな相撲のほうでも大変騒ぎになっているように、公益というのは税 金がそれで払わなくて済むので、非常に厳しいんですよね、条件がね。これは県内のことなので、 県がやっているんだと思うんですが、認定というのはちゃんとあれができているんですか。国の 場合ちゃんともうきちんとありますので、そういう公益財団認定の。

【前田生涯学習部長】

そうですね、公益認定の際には、やはり県のとの調整の中で、この事業一つひとつ対象であるだとか、性質、性格、目的以外のものも確認が行われまして、その中でこちらは公益認定としてふさわしいということで、一応、県との調整が整った上での現在の状況であるという形になります。

【吉崎教育長職務代理者】

わかるんだけど、県の何ですかって聞いているだけ。結構、国はうるさいんですよ、ものすご く、これ。僕2つ役員をやっているんですが、すごい厳しいですよ。来ます。これは県はどこが 認定しているんですか。

【大島生涯学習推進課長】

担当部署については、ちょっと確認を。

【吉崎教育長職務代理者】

それは公共のちゃんと団体になっているんですか、県の場合。

【大島生涯学習推進課長】

そうですね、そこも含めて。

【前田生涯学習部長】

県庁の知事部局の中でやっているかと思うんですけど。

【吉崎教育長職務代理者】

知事部局と考えていいんですか。今、公益性ってすごいうるさいんですよ、もう認定がね。

【渡邊教育長】

では、また改めて調べていただいて。

【吉崎教育長職務代理者】

また教えてください。よろしくお願いします。

【前田生涯学習部長】

かしこまりました。

【渡邊教育長】

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

市民ミュージアムの指定管理が取れなかったために増えてしまった部分の話だと思うんですけれども、今後、そういう指定管理を応募していく予定ではいらっしゃるんですか。どこを受けるかということは、もちろん言えないでしょうけれども。

【大島生涯学習推進課長】

まず、市民ミュージアムの学芸業務につきましては、あの部分は指定管理ではございませんので、生涯学習財団の指定管理という部分では、例えば、かつては青少年の家であるとか、スポーツセンターであるとか、そういったところの受託をしておりましたが、今現在は、先ほどの大山街道ふるさと館と子ども夢パークの今は2カ所ということになります。

指定管理につきましては、財団の設立目的等々と見合うようなところで、また受託の募集があれば、財団のほうで手を挙げていくかどうか、そこについては吟味をさせていただいて、ぜひ取りにいきたいというようなところは手を挙げたいとは思ってはおりますが、ただ、今回こういった財団の経営状況が、なかなかちょっと思わしくないというか、マイナスの経営状況ではあるけれども、かつてはそういった指定管理の受託が多かった時期については、割にプラスの部分があったんですが、そういったものがどんどんなくなりましたので、マイナスになってきている部分もございますので、指定管理の受託の部分に頼らないような経営体質というのもやはり必要かと思いますので、そういったものもあわせてちゃんと競っていきたいというふうに考えております。

【渡邊教育長】

よろしいですか。 他の委員さん、いかがでしょう。 前田委員、どうぞ。

【前田委員】

今、話題に出た指定管理で大山街道ふるさと館が来年3月で切れて、今、プレゼンの準備とか検討されていると思うんですが、私も青少年の家に1年間いまして、プレゼンに加わってたんですが、破れてしまったんですけど、ちょっとお聞きしたいのは、予算面からいって、青少年の家もそうだったんですけど、負けた相手方の共同体の方が、収支決算でやっぱりお金がそんなにかからないようなプレゼンで負けたような印象を持ったんですね、そのとき。

大山街道ふるさと館も受託事業なんですが、いわゆる競争相手がそんなにかからないというか、 予算的にそういうプレゼンをされると、また負けてしまう可能性があるのかどうか、そういう予 算面が大きいのか、ハードとかソフトとか、いろんな青少年もいいところはあったんですけど、 生涯学習財団とNPOで。でも何か最終的にはお金の予算の件で負けたような印象を私自身は持 ったんですね。それで、来年に向けてプレゼンの準備をされていると思うんですが、勝算はとい うか、その辺、準備の途中で、言えないこともあると思いますが、その辺の様子をもし聞かせて いただけたらお願いします。

【大島生涯学習推進課長】

ちょっと青少年の家が受託できなかった要素については、そういった予算面であったのか、あるいは中身のソフト面の企画面というか、そういった要素があったのか、一概にはちょっと申し上げられないかとは思うんですが、大山街道ふるさと館のほうについては、やはりこれまでも生涯学習財団が教育活動サポートセンターさんと一緒に受託をしてまいりましたので、そういったこれまでの実績であるとか、当然、管理運営にかかる費用なんかも精査をさせていただきながら、なるべく魅力ある提案をさせていただく中で、やはり指定管理のほうの受託を目指してまいりたいというふうに考えているというふうに伺っております。

【前田委員】

ありがとうございます。頑張っていただきたいと思います。

【渡邊教育長】

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

18ページの予算書内訳表という、18、19ページで、公益目的事業会計と収益事業等会計と法人会計に分かれていますが、質問で、公益目的事業会計が19ページの一番最後にマイナス値が出ていて、収益事業はプラスになっていて、法人会計というところもマイナスになっているんですけれども、この法人会計のところがマイナスになっていることは、どういうことなのかというのを御説明いただけますか。

【大島生涯学習推進課長】

法人会計のところがマイナスに。

【高橋委員】

公益目的事業は公益目的なので、そこまでプラスにならなくてもよいというか、マイナスでも 公益に資するということであれば許容範囲というか、大丈夫というイメージで、収益事業はもち ろん収益を上げるための事業なので、プラスになっていてほしいというイメージで、法人会計と いうのが、見ると市からの補助金をもらって、財団の全て管理費なので、支出が、その財団の運 営をするというイメージだと思うんですけれど、もらうお金が決まっているのに、基本的にその 中で管理してくださいというふうにもらっていると思うんですけれど、そこがもう予算のところ からマイナスになっているというのが、ちょっとよくわからないです。

【大島生涯学習推進課長】

当然おっしゃるとおり、法人会計、収入のほうからかかる費用について、とんとん、あるいは

プラスになるのが当然理想的ではございますが、こういった主に法人会計につきましては、先ほどお話があったとおり管理費の部分でございますので、当然、今雇っている職員であるとか、そういったどうしてもやっぱり削れない部分というのがございますので、そういった必要額を積み上げての、一応この予算立てということで、結果的にはマイナスになっているというふうに御理解いただければというふうに思います。

ここをゼロとか、例えばプラスにするために、要は事業はそのままあるのに、じゃあ職員を一人削りましょうというふうには、なかなか行かないんですね。そういった事情もあるということです。

【高橋委員】

そしたら、何となくイメージとしては収益事業をどんどん、なるべくもう少しプラスにしていって、全体としてのマイナスを少なくしてくっていうことだと思うんですけれど、その場合、公益目的事業のマイナスを埋めるっていうよりも、法人会計で限られ、必ずもうかかってしまうものについて、なるべくマイナスの部分を収益事業で埋めてくっていうところが、まずあるのかなというふうに理解したんですけれど。

【大島生涯学習推進課長】

おっしゃるとおりで、まず収益を上げていくというのも一つですが、管理費に必要な経費についても精査をしながら、そこをなるべく縮減してくっていうのが経営改革の努力の一端ということで我々も認識しておりますので、そういったところに努めてまいりたいというふうに考えております。

【渡邊教育長】

それでは、よろしいようでしたら、ただいまの報告事項No.3ですが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.3は承認といたします。

報告事項 No. 4 平成29年度川崎市一般会計教育費の歳入歳出決算について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.4 平成29年度川崎市一般会計教育費の歳入歳出決算について」でございます。

説明を庶務課長にお願いいたします。

【森庶務課長】

平成30年第3回市議会定例会に提出いたします、「平成29年度一般会計歳入歳出決算認定について」から、教育費の歳入歳出決算につきまして、御報告申し上げます。

御説明にあたりましては、教育費に関係する歳入決算につきましては、資料1「平成29年度 川崎市一般会計歳入歳出決算事項別明細書(歳入抜粋版)」により、また、教育費の歳出決算につ きましては、資料2「平成29年度主要施策の成果説明書(教育費抜粋版)」により御説明申し上 げます。なお、これらの資料は、地方自治法第233条の規定に基づき、決算について議会の認 定に付するに当たり、提出する書類となっております。

それでは、資料1により、教育費に関係する主な歳入につきまして、予算現額と収入済額との 比較を中心に御説明してまいります。

それでは、資料1の11ページをお開きください。下段の16款使用料及び手数料でございます。

2枚おめくりいただきまして、15ページをお開きください。上段の1項8目「教育使用料」は、高等学校授業料、青少年科学館及び日本民家園の使用料等でございまして、予算現額5億2,711万7,000円に対しまして、収入済額は5億571万8,380円で、2,139万8,620円の減となっております。主な要因といたしましては、青少年科学館の入場者数が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、1 枚おめくりいただき、1 7ページをお開きください。下段にございます 2 項 1 0 目「教育手数料」は、中高一貫教育校の入学選考料及び高等学校の入学料などでございまして、予算現額 1 , 2 6 1 7 3 , 0 0 0 円に対し、収入済額は 1 , 2 1 5 7 6 , 7 0 0 円で、4 5 7 6 , 3 0 0 円の減となっております。これは主に、中高一貫教育校の入学選考料の減によるものでございます。

次に、17款、国庫支出金でございます。1枚おめくりいただき、19ページをお開きください。中段の1項3目「教育費国庫負担金」は、予算現額136億8, 721万円に対し、収入済額は138億4, 009万9, 485円で、1億5, 288万9, 485円の増となっております。これは主に、義務教育施設整備に係る国庫負担金の認承増によるものでございます。

次に、4枚おめくりいただき、33ページをお開きください。下段の19款財産収入でございます。

1枚おめくりいただきまして、35ページ上段、1項1目財産貸付収入の7節「教育費財産貸付収入」でございますが、これは主に、生涯学習財団への生涯学習プラザの貸付に対する同財団からの土地、建物の賃貸料収入でございまして、予算現額5,466万9,000円に対しまして、収入済額は5,467万400円で、概ね予算どおりの収入となっております。

次に、3枚おめくりいただき、41ページをお開きください。下段の23款諸収入でございま

す。

さらに3枚おめくりいただき、47ページをお開きください。上段の3項7目「教育費貸付金収入」は、予算現額1,678万1,000円に対しまして、収入済額は1,758万6,400円で、80万5,400円の増となっております。これは、大学奨学金貸付金の償還が見込みを上回ったことによるものでございます。

次に、2枚おめくりいただき、51ページをお開きください。上段の6項8目雑入でございますが、下段にございます13節「教育費雑入」は、教員宿舎の家賃や博物館施設における講座受講料、市立図書館等の複写機利用収入など、多岐にわたっておりますが、予算現額1億1,116万1,000円に対しまして、収入済額は6,681万574円で、4,435万426円の減となっております。

次に、24款市債でございます。

2枚おめくりいただき、55ページをお開きください。中段にございます1項12目「教育債」は、予算現額233億9,500万円に対しまして、収入済額は131億1,300万円で、102億8,200万円の減となっております。これは、入札効果による事業費の減及び一部事業の翌年度への繰り越しなどによるものでございます。

以上、教育費に関する主な歳入決算について、御説明申し上げました。

続きまして、資料2をごらんください。歳出決算につきまして、御説明申し上げます。

2枚おめくりいただき、2ページをお開き願います。一番上の段に教育費の歳出決算の合計を記載しておりまして、予算現額1,208億8,323万7,000円に対しまして、支出済額は1,071億5,528万9,806円、翌年度繰越額は61億6,818万9,800円、不用額は75億5,975万7,394円となっております。不用額の主なものといたしましては、義務教育施設整備費等の施設整備経費における、入札効果による事業費の減などとなっております。

それでは、事業別の決算につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、2ページの上段にございます1項2目「事務局費」の1段目「県費負担教職員移管 経費」でございますが、平成29年4月、県費負担教職員の市費移管により、人事権者と給与負 担者が異なる、いわゆる「ねじれ」状態が解消され、円滑な人事施策を実施したところでござい ます。

「県費負担教職員移管経費」は、この2目「事務局費」のほか、中段の4目「教職員厚生費」、2枚おめくりいただき、6ページの上段、2項1目「小学校管理費」、中段の3項1目「中学校管理費」、1枚おめくりいただき、8ページ中段、5項1目「特別支援学校費」の4費目にございまして、資料にはございませんが、これらを合算いたしますと、予算現額は570億4,144万1,000円、支出済額は558億1,686万8,319円、不用額は12億2,457万2,681円となっております。

2ページにお戻り願います。中段にございます1項5目「教育指導費」の1段目、「キャリア在り方生き方教育推進事業」でございますが、子どもたちの社会的自立に向けて、必要な能力や態度を成長段階に応じて系統的・計画的に育むため、「キャリア在り方生き方教育」の実施に向けた取組を推進したところでございまして、予算現額は395万2,000円、支出済額は350万4,068円、不用額は44万7,932円となっております。

続きまして、その2段下、「児童生徒指導事業」でございますが、予算現額は1億6,655万7,000円、支出済額は1億6,507万1,035円、不用額は148万5,965円となっております。

主な内容でございますが、スクールカウンセラーの配置等を行うとともに、各区に一名以上スクールソーシャルワーカーを配置し、社会福祉等の専門的な見地から課題を抱える児童生徒への支援を充実させました。また、「共生*共育プログラム」を全校で実施し、いじめ・不登校を生まない環境づくりと早期対応の取組を推進したところでございます。

次に、1枚おめくりいただき、4ページをお開きください。2段目、「読書のまち・かわさき事業」でございますが、学校図書館の充実に向けて、常に人がいる環境づくりのため、小学校21校にモデル的に学校司書の配置などを行ったところでございまして、予算現額は3,498万3,000円、支出済額は3,469万176円、不用額は29万2,824円となっております。

続きまして、その下、「子どもの音楽活動推進事業」でございますが、より多くの児童生徒が鑑賞できるよう、子どものためのオーケストラ鑑賞の実施回数を拡充して実施したところでございまして、予算現額は2,405万1,000円、支出済額は2,384万7,075円、不用額は20万3,925円となっております。

続きまして、その2段下、「魅力ある高校教育の推進事業」でございますが、定時制生徒の進学や就職に向けた支援員を配置する自立支援事業を2校で実施したところでございまして、予算現額は709万1,000円、支出済額は646万6,406円、不用額は62万4,594円となっております。

続きまして、下段の7目「総合教育センター費」の3段目、「外国語指導助手配置事業」でございますが、ALTを配置し、積極的に外国人と英語でコミュニケーションする児童生徒の育成を図ったところでございまして、予算現額は3億3,662万4,000円、支出済額は3億3,662万3,040円、不用額は960円となっております。

次に、1枚おめくりいただき、6ページをお開きください。上から2段目の「習熟の程度に応じた指導推進事業」でございますが、習熟の程度に応じた、きめ細やかな指導の充実に向けた、より有効な指導形態や指導方法の研究を進めておりまして、予算現額は690万円、支出済額は652万5、772円、不用額は37万4、228円となっております。

続きまして、その2段下、2項1目「小学校管理費」の「学校運営事業」でございますが、小学校全校において児童支援コーディネーターを専任化し、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行ったところでございまして、予算現額は48億1,715万7,000円、支出済額は456億2,369万2,346円、不用額は2億9,346万4,654円となっております。

次に、1枚おめくりいただき、8ページをお開きください。上段の4項3目「教育振興費」の2段目、「奨学金事業」でございますが、対象校をふやし、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な対象者に高等学校奨学金を支給いたしまして、予算現額は5,761万4,000円、支出済額は5,751万5,398円、不用額は9万8,602円となっております。

続きまして、中段、5項2目「特別支援教育諸費」の2段目、「医療的ケア支援事業」でございますが、小学校・中学校等を対象に、医療的ケアが必要な児童生徒に対し、看護師による支援を定期的に実施し、保護者負担の軽減を図るもので、看護師が最大週2回、学校を訪問したところ

でございまして、予算現額は1,443万4,000円、支出済額は1,054万1,608円、不用額は389万2,392円となっております。

続きまして、下段、6項2目「社会教育振興費」の3段目、「民間連携推進事業」でございますが、子どもの泳力向上に向けて、地域の教育資源であるスイミングスクール等と連携して、泳ぎが苦手な子どもを対象に水泳教室を実施したところでございまして、予算現額は1,250万9,000円、支出済額は1,213万6,619円、不用額は37万2,381円となっております。

次に、1枚おめくりいただき、10ページをお開きください。上から3段目の「地域の寺子屋事業」でございますが、地域ぐるみで子どもの学習や体験活動をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の寺子屋を市内38カ所に拡充して開講したところでございまして、予算現額は4,881万5,000円、支出済額は3,253万7,573円、不用額は1,627万7,427円となっております。

次に、1枚おめくりいただき、12ページをお開きください。中段の7項2目「学校給食費」の2段目、「中学校給食推進事業」でございますが、安全・安心で温かく、おいしい中学校完全給食の実施に向け、市内3カ所で学校給食センターの整備を完了し、中学校全校において完全給食を開始したところでございまして、予算現額は48億5,297万7,000円、支出済額は47億8,673万8,113円、不用額は6,623万8,887円となっております。

次に、その下、8項1目「義務教育施設整備費」の「校舎建築事業」でございますが、予算現額は54億3,436万2,000円、支出済額は42億6,289万5,975円、翌年度繰越額は4億5,953万2,000円、不用額は7億1,193万4,025円となっております。

主な内容といたしましては、小杉駅周辺地区及び新川崎地区における小学校の新設に向けた取組を推進したほか、児童生徒の急増に対応するための末長小学校、西梶ヶ谷小学校などの増築などでございまして、学校施設の計画的な整備を行っております。

次に、1枚おめくりいただき、14ページをお開きください。1段目の「義務教育施設整備事業」でございますが、予算現額は229億3,647万4,000円、支出済額は129億7,999万7,196円、翌年度繰越額は56億9,515万7,800円、不用額は42億6,131万9,004円となっております。

主な内容といたしましては、学校トイレの快適化やエレベータの整備など、安全で快適な学校施設整備を計画的に進めております。また、学校施設の教育環境の改善と長寿命化の推進により財政支出の縮減を図る「学校施設長期保全計画」に基づき、既存校舎等の改修による再生整備と予防保全を推進したところでございます。

以上、歳出決算につきまして、御説明申し上げましたが、本資料の1ページには教育費全体の概要を説明してございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で、「平成29年度川崎市一般会計歳入歳出決算」の教育費関係につきまして、御報告をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり、御説明いただきました。御質問などございましたら、お願いいたします。

はい、中村委員。

【中村委員】

歳入のほう、資料1の25ページ、26ページのところなんですけれども。教育費国庫補助金 が減っているんですが、それは何でこんなに大幅に減っているのでしょうか。

【大島庶務課経理係長】

ひとつは、翌年への繰越という形になりまして、繰越した場合に、繰越のお金は収入しないまま繰越す形になるのですけれども、タイミングが、制度上のものになってしまうんですが、未収入のもの、という扱いにどうしても、この決算の処理上なってしまうもので、そこが大きくなっております。

もう一点が、事業費自体が、契約をするに当たって入札を行う際に、入札の差金が一定程度出ますので、予定どおりの事業を進めるに当たっての事業費自体が減る形になってしまうので、そうなりますと、国庫の補助率は変わりませんので、それによって国庫補助金が少し下がってしまうという、この2点によりまして、大きく差が出るということになっております。

【中村委員】

じゃあ具体的には、影響はそれほどない。

【大島庶務課経理係長】

そうですね。事業自体は無事にできていることと、ただ、当該年度にできなかったものについては、しっかり繰越という形で今年度実施を進めていくという形になっておりますので、事業が少しおくれてしまっている部分はあるのですが、やろうと思っていた工事についてはしっかりとできているということで、御理解いただいて問題ないかと思います。

【渡邊教育長】

よろしいですか。 小原委員、どうぞ。

【小原委員】

資料2のほうで教えていただきたいんですけど、どのページでも構わないんですけど、不用額というふうに表記されてるものがあるんですけど、不用額の意味って、どういうことですか。

【大島庶務課経理係長】

予算上で例えば100円のものをやりたいなと思っていたときには、100円という形で予算をつけました。実際に事業をやってみるに当たりまして、途中で足りないようなケースもあるのですけれども、実際には100円という予算を用意した中で入札を行って90円になるケースであるだとか、あと事業の中身で少し効率的にできるようになってとか、例えば鉛筆を10本買おうと思っていたものが5本で大丈夫そうだというようなケースであったりということで、事業を

少しずつ精査をしていくような形になりまして、結果的に予算額から減るような形になってございます。こちらを不用額というふうに呼んでおります。

一方で、歳出の予算につきましては、こちらは予算の制度上になるのですけれども、予算を超えて執行するということについては法律でも禁じられている形になっております。したがいまして、少し足りないなという場合には、他の事業から流用という形で、お金を持ってくる形をとりまして、こちらは予算現額という形で、少し膨らませる形をとります。したがいまして、少なくとも不用額はゼロか、それ以上の数字になるといった形の仕組みになっているものでございます。

【小原委員】

そうするとこの不用額っていうのは、要するに余ったというか。

【大島庶務課経理係長】

簡単に言うと、そのように御理解いただいて。

【小原委員】

そういう感じですよね。

特に、義務教育施設整備事業とかっていうのは、金額がすごく大きいですよね。多分、前回も 言ったと思うんですけど、これって何か予定してる事業を前倒しにするとかっていうので使うこ とはできないんですかね。

【大島庶務課経理係長】

全くできないかというと、財政当局であるとかと、どのように調整できるかというところはあるのですけれども、事業全体の教育プランなどもそうですし、行政というのは計画をつくりながら建てていくところがございますので、緊急的に壊れてしまってしようがないものなどにつきましては、不用の部分を活用させていただいているところではあるのですけれども、ある程度、計画に基づきながら執行しているという点がございます。

もう一方で、すごくわかりにくいんですが、款項目という形で予算を整理しているんですけれども、予算というのは目的ごとにしっかりとした形で決めていこうという形になっているところがございますので、項を超えてお金を使うということは、議会でも款と項というところをお示しして議決をいただいているところもございますので、項を超えて、目的を超えてお金を使うということは法律でも禁じられているというところがございますので、ある程度目的に沿った形の中でやりくりをしながら予算を執行しているという形になっているところでございます。

また、工事についてはどうしても、特に学校関係は夏場に集中させなければならないことがございますので、なかなか流動の中で余ったお金でどこまでできるかなというところが現実的にはございます。

【小原委員】

そうすると、これだけの金額が不用額として出てきてもしようがないということ。

【大島庶務課経理係長】

はい。

【小原委員】

残念と言えば残念ですけど、制度としてそうなっているんじゃ、どうにもならないというわけですよね。わかりました。

【大島庶務課経理係長】

御理解いただければ。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

吉崎委員、どうぞ。

【吉崎教育長職務代理者】

僕は大きく全体を見たいんですが、どうも川崎市は1,200億ぐらいですね、修正してほしいんですが、教育費1,200億。

【大島庶務課経理係長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

そのうち人件費が約、県費職員だと600億ぐらい。600億の残りのうちの300が施設・設備、ハード面。300が、それ以外のさまざまな事業のお金が300億。大体そういう捉え方でいいですか。今、ざっと言ったんですが、私。

【大島庶務課経理係長】

そのような割合になります。

【吉崎教育長職務代理者】

いいですか。

そうすると、多様な事業というのは、その300億の中で給食とか寺子屋とか、さまざまな人を当てたのが入ってるということでいいですね。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

他の委員さんはいかが。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

先ほどの小原委員の御意見というか、に重ねるようなのですが、法律上、制度上、42億円のお金が余ってしまうと。恐らく、勉強不足なんですが、毎年、何十億円という単位のお金が予算の仕組み上、余ってしまうようになっていると。

やっぱり教育予算が足りないというふうに言われていて、私も教育委員になる前に、いろいろな活動をした中でも、なかなか、こういうことをやっていただきたい、こういうことをやってほしいなというときに、必ず最後に、でも予算が、お金がということを言われるわけで、そういう状況があって、42億円が実は余っていますというのは、やはり制度上しようがないと言われても、じゃあどうしてそっちの制度が変わらないのかというのが非常に疑問というか。行政というものがあって、もちろんしっかりした計画を立てて、予算を立てて、それによってお金を使うということがもちろん基本だということは重々承知なんですけれど、でもやっぱり限られた予算を最大限、活用していただきたいっていうのが納税者としても、子どもの教育をお願いしている身としても、そこはしようがないではなくて、何とかしていただきたいっていうところがあります。

意見の提案とかできないんですけど、やっぱり意見として、そこは時間がかかってもいいんですが、何とか限られた予算を最大限なるべく子どもたちや生涯学習や、いろんなことのために使うような、何というか、仕組みを考えていきたいというか、考えていただきたいというか、教育委員会だけではできないことだとは思うんですが、それはやっぱりお願いしたいと思います。

【大島庶務課経理係長】

そうですね。歳出の面では一定程度、不用額が出るようなあれは、予算の仕組み的にはある一方で、実は歳入につきましても予算額満額、あるいはそれ以上来ているかと申しますと、なかなか歳入の全体像としては今回お示しはできていないのですけれども、歳入の予算額は7,087億円だったんですが、実際の決算としては7,006億円ということで、80億円ほど歳入としても入ってきていないというようなお金があると。これは今年度、今回だけに限らず、例年そのような形にどうしてもなってしまうところがございます。そういった面もありまして、不用額について、あまりやみくもに使ってしまうと、どんどん歳出だけが膨らんでいってしまうというところがあるといったものもあって、そういった点からも、法的にも規制されているのかなというふうに理解されるところかなというところでございます。

もう一点で、歳出のところでなるべく予算をというところにつきましては、今後についてもオータムレビューであったり、市長に直接お願いする場であるとかというタイミングがいろいろとございますので、そういった中で教育委員会事務局としましても一丸となりながら、必要な事業になるべくお金を獲得できるようなということで、局内調整しながら、また全庁的にも調整をしながら進めていく場を、最大限活用させていただきたいなというふうに考えているところでございます。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

【高橋委員】

たくさん予算をとってくださいということになるんですかね。予算以上のものが来ないときがあるということなので、いろいろ御事情があるとは思うんですけど、やはり必要な額を確保していただいて、教育はとても大事になるので、大変だと思うんですけれども、予算の確保もお願いしたいと思います。

以上です。

【渡邊教育長】

また、来年度予算に向けては市長と意見の交換する機会もあるかと思いますので、いろいろ、 そういう場をうまく生かして、お話しいただければと思いますので、よろしくお願いします。 それでは、ただいまの報告事項No.4でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.4は承認といたします。

報告事項 No. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

瀬川庶務課担当課長、森庶務課長、大塚教職員人事課担当課長が説明した。 報告事項 No.5 は承認された。

【渡邊教育長】

すみません、大分長くなってしまいますが、少し休憩を入れたいと思いますが、5時でいいですか。

【各委員】

<了承>

(16時51分 休憩)

(17時00分 再開)

報告事項 No. 6 通学路上及び学校施設におけるブロック塀等への対応について

【渡邊教育長】

した。

それでは会議を再開いたします。

次に、「報告事項No.6 通学路上及び学校施設におけるブロック塀等への対応について」でございます。説明を健康教育課担当課長にお願いいたします。

【计健康教育課担当課長】

それでは、「報告事項No.6 通学路上及び学校施設におけるブロック塀等への対応について」 御説明いたします。

資料の左側をごらんいただきまして、はじめに「1 通学路上におけるブロック塀等への対応について」でございますが、(1) これまでの経緯としまして、本年6月に発生しました大阪府北部地震を受けまして、学校長あてに、「学校におけるブロック塀等の安全点検について」の文書を発出し、各学校における通学路の安全点検の実施、危険箇所の確認を依頼したところでございます。

本年7月、学校から危険箇所として小学校26校、83件の報告を受けたところでございます。 8月、学校からの報告をもとに、当課職員が現地確認を行った結果、専門職による確認が必要な箇所として、小学校26校、計70件の抽出を行ったところでございまして、主な内容として、「老朽化によるひび割れ、傾き等」が53件、「高さ2メートルを超えるもの」が17件ございま

現地確認での内容を踏まえ、学校長あてに、「通学路の安全確保について」の文書を発出し、通 学路の安全指導等について依頼したところでございます。

また、専門職の確認が必要な70件を対象に、まちづくり局の技術職員が現地確認を開始し、 所有者あてに、リーフレット等により、ブロック塀等の安全点検に関する注意喚起の周知啓発を 行っております。

(2) 今後の対応予定としまして、小学校長会議等において、通学路の安全指導の徹底を図ってまいります。

また、引き続きまちづくり局技術職員による現地確認等を実施し、その結果、安全対策が必要と思われる所有者宛にまちづくり局から改善指導を行ってまいります。

また、現地確認の結果について、警察や関係局区等で構成する、「通学路安全対策会議」の各区部会に情報を共有を図るとともに、引き続き民間のブロック塀に関する情報提供等、関係機関に協力を要請し、協力体制を確保しながら、児童の通学路の安全確保に向けた取組を進めてまいります。

続きまして、資料の右側をごらんいただきまして、「2 学校施設のブロック塀等への対応について」でございますが、(1) これまでの経緯としまして、7月26日の文教委員会等において、今回の地震発生後に行いました現地調査の結果としまして、建築基準法の仕様に適合しない疑いのあるブロック塀等の保有状況をまとめ、表のとおり御報告させていただきました。

その後、急ぎ全庁体制での対応を検討し、現在2.2メートルを超えるブロック塀の撤去に関しましては、対象となる全6校において、現場での調整に入り、早いところでは撤去工事を始め

ております。

次に(2)今後の対応予定でございますが、高さ2.2メートル超えのブロック塀等については、9月までに撤去、仮囲いの設置を完了し、新規フェンスの設置につきましては、並行して事務を進め、年明けには工事を行ってまいりたいと考えております。

また、高さ2.2メートル以下で仕様を満たす控壁がないブロック塀等につきましては、他の 公共施設と同様に、ランクづけを行い、安全性のあり方についてを全庁的な検討を経て、予算措 置を含めた方向性を確定してまいります。

なお、投てき板につきましては、現在高さにかかわらず、8校全ての投てき板の撤去を進めて おり、8月24日現在で既に3校が撤去が完了しております。

説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり、説明をいただきました。御質問などございましたらお願いいたします。

【小原委員】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

左のほうの説明の中に所有者という言葉が出るんですけども、これは学校ではなくて、民間ということで。

【辻健康教育課担当課長】

そういうことです。

【渡邊教育長】

前田委員、どうぞ。

【前田委員】

小学校26、専門職による確認が必要なものって、もしおわかりいただけたら、どういう小学校の26校の校名を教えていただければ。

【计健康教育課担当課長】

校名でしょうか。

よろしいですか。東小田小学校、田島小学校、古川小学校、日吉小学校、小倉小学校、夢見ヶ崎小学校、木月小学校、東住吉小学校、今井小学校、下河原小学校、大谷戸小学校、新作小学校、 久本小学校、西梶ヶ谷小学校、久地小学校、宮前平小学校、宮崎台小学校、白幡台小学校、菅生 小学校、大蔵小学校、長尾小学校、中野島小学校、東生田小学校、三田小学校、金程小学校、以 上でございます。

【前田委員】

ありがとうございます。私が心配していた学校が全部入っていたので、安心いたしました。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

その他、よろしいですか。 小原委員。

【小原委員】

それで、民間の、例えば、これ通学路だと思うんですけど、民間のっていう話だと。これはあれですか、民間の人にリーフレットとかを配って、その先どういうことが。

【辻健康教育課担当課長】

民地に雨ブロック塀等につきましては、所有者に対し、実際に安全点検を行う際のチェックリストや、安全点検を行うための視点が掲載されてリーフレットを配布しております。

基本的には、所有者の方が自己責任において改善していただくことになりますので、そのための資料であったり、補助制度に関する資料などをお配りし、所有者の方が自ら改善していただくような形になっております。

【小原委員】

ですよね。そこが民間ですよね、恐らくね。所有者がどう判断するかなっていうのがあるから、 それ以上言えませんよね、多分ね。

そうなったときに、例えば通学路でブロック塀が危険な箇所があるとしたときに、改善される かどうかは別として、通学路のところに、右側にあったり左側にあったりっていう可能性がある わけじゃないですか。そうなった場合、通学の指導はどういうふうにしていくんですか。

【辻健康教育課担当課長】

今、各学校で行っていただいているものですが、先ほど申し上げたように安全指導に活用する ということになっております。例えば、これまで左側を通行していたが、危険なブロック塀があ る場合は、反対側に迂回して通行するであるとか、通学路そのものを変更するなどの安全指導に 取り組んでおります。

【小原委員】

右に通っていて、右から左に渡るとかっていう行為が逆に危険な時がありますよね。

【辻健康教育課担当課長】

状況を総合的に判断しました指導を行っているところでございます。

【小原委員】

もう一つ教えてほしいんですけど、学校の塀。学校の敷地の外側の塀、ここに関しては、問題があったところってありましたっけ。

【野﨑教育環境整備推進室担当係長】

学校の敷地につきましては、この右側のこの数になりますので、これにつきましては、今回予備費や補正予算等で2.2メートル超えのところについては早急に対応すると同時に、投てき板につきましても9月いっぱいに撤去を終えて、高さ2.2メートル以下で仕様を満たす控壁無しのものにつきましては、これは教育では12なんですけども、公共のほうは100施設以上ございますので、これは全庁的に足並みをそろえて早期に撤去を進めていければと思っています。

【小原委員】

学校の敷地の隣地境界がブロックになっているところっていうのはありますよね。万年塀になっているところもあるわけですね。それはここに入ってくるってことですね。

【野﨑教育環境整備推進室担当係長】

この数字はですね、ブロック塀だけでして、万年塀はまた別にございます。

【小原委員】

ちなみに、万年塀だった場合は、どういうふうに考えるんですか。

【野﨑教育環境整備推進室担当係長】

万年塀も基本的にはブロック塀と一緒に撤去、新設フェンスを行っていきたいと思っています。

【小原委員】

わかりました、ありがとうございます。

【渡邊教育長】

他にはよろしいでしょうか。 高橋委員。

【高橋委員】

心配されている保護者の方もたくさんいるので、こういう取組をしているので安心してくださいとか、または協力してくださいっていうようなことをお知らせをいただければなと思います。 何らかの形で。

【辻健康教育課担当課長】

今後は、まちづくり局で進めている専門職員による点検結果の情報を、どのような形でお伝えするのかを慎重に検討しているところでございます。例えば、明確にここが危険であると示してしまいますと、そこの所有者の方への風評被害も考えられます。他都市においても情報の公表については苦慮しているところでございまして、今後、情報提供につきましては、慎重に検討しながら安全確保に努めてまいりたいと考えております。

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの報告事項No.6でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.6は承認といたします。

7 議事事項

議案第39号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

【渡邊教育長】

続きまして、議事事項に入ります。「議案第39号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第29条の規定に基づく意見聴取について」でございます。それでは説明を庶務課長にお願いい たします。

【森庶務課長】

それでは、議案第39条、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく 意見聴取」につきまして御説明申し上げます。

はじめに、資料1をごらんください。下段の参考にございますとおり、地方教育行政の組織及 び運営に関する法律第29条では、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち、教育に関する事 務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作 成する場合においては、教育委員会の意見を聞かなければならない。」と定められております。

こちらは、当該規定に基づき川崎市長が教育委員会に意見を求めた依頼文書でございます。

本日は、これから市長が市議会に提出する予定の議案について、委員会としての御意見をいた だきたく存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料を1枚おめくりいただきまして、資料2をごらんください。こちらは平成30年第3回市議会定例会に提出を予定している議案のうち、教育に関する事務に係る案件の一覧で、 来月3日から始まります市議会定例会で審議が行われるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、資料の3をごらんください。平成30年度川崎市一般会計補正

予算案についてでございますが、教育費予算について、5,044万5,000円の補正を行う ものでございます。

補正の内容といたしましては、義務教育施設整備費で、5,044万5,000円の増額補正を行うもので、これは現行の建築基準法に適合しない疑いがある学校のブロック塀の緊急撤去に伴うフェンスの新設を行うものでございます。

なお、撤去及び新設のために必要な設計費等につきましては、予備費で対応しているところで ございます。

本日御説明いたしました案件につきましては、教育委員会事務局として関係局とのやりとりと の経過等を踏まえ、「異議ないもの」と認識しております。

議案第39号の御説明につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

ただいま説明いただきました。何か御質問等ございましたらお願いいたします。 特に異議などはよろしいでしょうか。

それでは、改めてただいまの議案第39号、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第39号は原案のとおり可決いたします。

8 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議は以上をもちまして終了でございます。 大変お疲れさまでした。

(17時15分 閉会)